

川南スポーツ合衆国規約

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 会員（第5条 - 第10条）
- 第3章 役員（第11条 - 第15条）
- 第4章 会議（第16条 - 第19条）
- 第5章 部会（第20条 - 第24条）
- 第6章 事務局（第25条）
- 第7章 会計（第26条 - 第30条）
- 第8章 事故（第31条 - 第33条）
- 第9章 雑則（第34条 - 第36条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、川南スポーツ合衆国（以下「クラブ」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本クラブの事務所は、川南町大字川南13712番地24に置く。

（目的）

第3条 本クラブは、サンバ（3つの場（地域コミュニティの形成の場、子供たちに家の外で活動することの楽しさを伝える場及び一般市民のストレス解消、健康増進の場））活動をスポーツを通して提供し、もって地域スポーツ振興及び普及に寄与することを目的とする。

（活動）

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1） 各種スポーツ教室（以下「教室」という。）

（2） スポーツ交流サークル事業

（3） レクリエーション活動

（4） スポーツイベント活動

（5） スポーツ情報発信事業

（6） その他本クラブの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

（資格）

第5条 会員の資格は、次の全ての要件を満たし、かつ、クラブが認めたものとする。

（1） 暴力団員でない者

（2） 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有していない者

（3） 別に定める会員規約を承認できる者

（入会手続）

第6条 本クラブに入会を希望するものは、別に定める会員規約を確認し、入会申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

（資格の喪失）

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- （1） 本人から退会の申出があったとき。
- （2） 継続して3か月以上別に定める会費を滞納したとき。
- （3） 除名されたとき。

（退会）

第8条 会員は、退会しようとするときは、本クラブにクラブ退会届（様式第2号）を提出し、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の判断により除名することができる。

- （1） 法令規約に違反したとき。
- （2） 本クラブの名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- （3） その他理事会が除名に該当すると判断したとき。

2 会員を除名するときは、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、総会において報告しなければならない。

（抛出金品の不返還）

第10条 本クラブに対し、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

（役員）

第11条 本クラブに次の役員を置き、その人数は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 理事長 1人
- （2） 副理事長 1人
- （3） 理事 10人以内
- （4） 監事 2人

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- （1） 理事長及び副理事長は、理事の互選によって選出する。
- （2） 理事は、別表に掲げる団体等の関係者から選出する。
- （3） 監事は、理事長の指名により任命する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- （1） 理事長は本クラブを代表し、業務を総理する。
- （2） 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故等があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- （3） 理事は、理事会を構成し、クラブの業務を執行する。

(4) 監事は、業務執行の状況及び財産の状況を監査する。

(任期)

第 1 3 条 役員任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第 1 4 条 理事又は監事のうち、任期途中で欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 1 5 条 役員に、職務上の義務違反又はその他役員としてふさわしくない行為があったとき若しくは心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。ただし、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 会議

(会議)

第 1 6 条 本クラブの会議は、総会、理事会及び運営委員会とする。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他総会に諮ることが適当と認める事項

2 理事会は、次の事項について協議する。

- (1) 前項各号の事前協議
- (2) 運営に関する事項
- (3) 運営委員会から上程された事項
- (4) その他理事会が決定することが適当と認める事項

3 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 本クラブの目的に即した運営を図る企画に関する事項
- (2) スポーツ振興を目的とする企画に関する事項
- (3) その他本クラブの運営に必要な事項

4 本クラブの会議のうち総会及び理事会に、次に掲げる者をオブザーバーとして出席の依頼をしなければならない。

- (1) 川南町スポーツ振興担当者及び健康推進担当者
- (2) TMO 医商連携事業委員会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) みやざき広域スポーツセンター担当者
- (5) 宮崎県体育協会クラブアドバイザー

(総会)

- 第 17 条 総会は、年 1 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 2 総会は、教室の会員から 2 人以上の代表者（以下「教室代表者」という。）を選出し、選出された教室代表者及び役員をもって構成する。ただし、未成年を主とする教室の場合、会員の保護者とする。
- 3 総会は、教室代表者及び役員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、教室代表者に限り委任状又は教室の会員をもって出席に代えることができる。
- 4 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 16 条第 2 項第 1 号に規程する議事については、出席者の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。
- 5 総会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席した者の数
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 6 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

(理事会)

- 第 18 条 理事会は、理事で開催し、必要に応じて理事長が招集する。
- 2 理事会の議長は、理事長をもって充てる。
- 3 理事会は、3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席した者の数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 6 議事録には、議長及びその会議において選任議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

(運営委員会)

- 第 19 条 運営委員会は、川南町スポーツ推進委員（以下「運営委員」という。）をもって構成し、必要に応じて事務局長が招集する。
- 2 運営委員会の議長は、事務局長をもって充てる。

3 運営委員会で議決すべき事項は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 運営委員会の協議録については、次の事項を記載した協議録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した者の数
- (3) 協議事項
- (4) 協議経過の概要及び議決の結果

第5章 部会

(部会)

第20条 本クラブは、次の部会を設置することができる。

- (1) 総務部会
- (2) 広報部会
- (3) 指導者部会
- (4) その他理事長が必要と認める部会

(部会役員)

第21条 部会に次の部会役員を置き、その人数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 1人
- (3) 部会員 3人

2 部会役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- (2) 部会員は、会員及び本クラブ関係者の中から選出する。

3 部会役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故等があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 部会員は、会務をつかさどる。

(部会員の任期)

第22条 部会員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の協議事項)

第23条 各部会の協議事項は、次のとおりとする。

2 総務部会

- (1) 本クラブの全運営を統括に関すること。
- (2) 本クラブ会員の資質向上に関すること。

3 広報部会

- (1) 本クラブの広報活動

- (2) 本クラブ広報誌等の企画及び発行に関する事。
- (3) 本クラブのホームページ作成、更新に関する事。

4 指導者部会

- (1) 本クラブ指導者の育成に関する事。
- (2) 本クラブ指導者の派遣に関する事。

(部会の報告)

第 2 4 条 各部会で協議した事項は、理事会に報告することができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 2 5 条 本クラブの庶務を処理するため、事務所に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、理事長が任命する。
- 3 事務局長は、クラブマネジャーとして日常活動を統括し、本クラブの庶務全般を行う。
- 4 事務局員は、アシスタントクラブマネジャーとして、事務局長を補佐し、本クラブの書記会計を処理する。

第 7 章 会計

(会計の原則)

第 2 6 条 本クラブの会計は、簿記の原則に従って行うものとする。

(経費)

第 2 7 条 本クラブの経費は、別に定める入会金、会費、事業収入、補助金、寄附金、協賛金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 2 8 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 2 9 条 本クラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない時は、予算成立まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は補正をすることができる。この場合において、理事長は、直近の総会で予算の追加又は補正について報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 3 0 条 本クラブの事業報告書等の決算に関する書類は、年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 会計の決算上剰余金が生じた場合は、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

第 8 章 事故

(事故の責任)

第 3 1 条 会員は、本クラブの活動に参加する場合、本クラブの諸規定及び施設責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

2 会員は、前項に違反して、盗難及び傷害等の事故を発生させた場合は、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 3 2 条 会員は、スポーツ傷害保険等に加入するものとする。

2 本クラブは、第 4 条各号に掲げる事業で会員が傷害を負った場合、前項で加入するスポーツ傷害保険等の補償範囲内で補償する。

3 本クラブは、会員以外の者を第 4 条第 3 号及び同条第 4 号に掲げる事業に参加させる場合は、事前に行事保険に加入しなければならない。

4 本クラブは、会員以外の者が第 4 条第 3 号及び同条第 4 号に掲げる事業の活動中に傷害を負った場合、行事保険の補償範囲内で補償する。

(事故の対応)

第 3 3 条 本クラブは、活動中に事故が発生した場合、別に定める「事故対応マニュアル」に従い対応するものとする。

第 9 章 雑則

(公開)

第 3 4 条 本クラブの事業に関することは、公開を原則とする。

(個人情報)

第 3 5 条 本クラブが行う事業で知り得た個人情報は、本人の許可を受けず第三者に提供しない。ただし、保険金の請求で必要な場合は、必要範囲内で第三者に提供する場合がある。

(委任)

第 3 6 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 2 8 年 3 月 2 2 日から施行する。

(規約改正の特例)

2 この規約は、施行日の翌日から 2 年間に限り、理事会の議決で改正できるものとする。

別表（第 1 1 条関係）

| |
|----------------|
| 団体等 |
| 川南町体育協会 |
| 川南町スポーツ少年団 |
| 川南町長寿会連合会 |
| 川南町自治公民館長会 |
| 川南町各種女性団体連絡協議会 |
| 川南町商工会 |
| 川南町スポーツ推進委員 |
| 川南町社会福祉協議会 |
| 川南町まちづくり関係団体 |
| 学識経験者 |

様式第1号

総合型地域スポーツクラブ 川南スポーツ合衆国

年度入会申込書



※太枠の中をご記入ください。

| | | | | | |
|--------|------|---|------|------|-----------|
| 申込日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 教室名記入欄 | | | | | |
| 入会者氏名 | ふりがな | | | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | (満才) | 学校名 学年 |
| 住所 | 〒 | | | | |
| 連絡先 | 自宅電話 | | 携帯番号 | | |

同意書

私は、川南スポーツ合衆国の会員規約に同意します。

平成 年 月 日

署名 _____ 印

※未成年の方は、保護者の同意が必要ですので、保護者の方は記入をお願いします。

保護者同意書

私は、(お子様の氏名) _____ が「川南スポーツ合衆国」に加入することに同意します。

なお、当該者が加入後における活動中の傷害事故や賠償責任を負う事故については、スポーツ安全保険以外の補償は求めません。また、川南スポーツ合衆国設立準備委員会の会員規約に同意いたします。

年 月 日

保護者署名 _____ 印

保護者携帯番号 _____

緊急連絡先 _____

※当会は、個人情報に関する法令を遵守し、知り得た個人情報は、当会の運営に必要なこと以外には利用しません。

| | |
|--------|-----|
| 事務局記入欄 | 領収印 |
|--------|-----|

----- きりとり -----

領 収 書

年 月 日

様

¥ _____ 円也

ただし、 教室 年度 入会費及び初回月分会費として、正に受領いたしました

川南スポーツ合衆国
理 事 長

様式第2号

年 月 日

川南スポーツ合衆国
理事長 様

会 員 氏 名 _____ 印

保 護 者 氏 名 _____
(保護者氏名は会員が未成年の場合記入)

会 員 住 所 _____

会 員 電 話 番 号 _____

川南スポーツ合衆国退会届

このことについて、都合により _____ 月 _____ 日を以って退会します。